

新型コロナウイルス感染症対策マニュアル

家庭において

1. 登校前に必ず検温をする。
(ア) 風邪症状がある場合は登校せず、学校に連絡したうえで、自宅で様子を見る。
(イ) 発熱などの症状がある場合の医療機関受診方法は下記の通りにする。

★ かかりつけ医がいる方

- ・ 先ずは**かかりつけ医等**に電話相談
- ・ かかりつけ医等、相談先の医療機関が、
対応可能の場合：指定された時間に受診
対応不可の場合：他の診療・検査医療機関を案内

★ かかりつけ医がない方

- 県コールセンター（新型コロナウイルス感染症コールセンター）**
☎ 0120-123-801 フリーダイヤル、24時間受付（土日・祝日含む）

★ 新型コロナウイルス感染症患者と接触したなど、心当たりがある方 受診・相談センター（保健所） 県内8ヶ所

2. 登校時にはハンカチ、ティッシュを持参し、マスクを着用する。予備のマスクを準備する。
3. こまめに手洗いうがいをし、咳エチケットを徹底する。
4. 不要不急の大規模集会などへの参加や不特定多数の集まる場所への外出は控える。

学校において

○周囲での感染が確認されていない場合

1. 生徒玄関での体温計測（サーモグラフィカメラ使用）
2. 体調不良の生徒への検温、体調等の問診（保健室等）
3. 登校後、授業後、昼食前等のこまめな手洗い、うがい、消毒の徹底
4. 咳エチケットの徹底（登下校時や学校内では、可能な限りマスクを着用すること）
5. 教室の換気の徹底（授業終了後、授業担当者が窓を開け、次の授業担当者は窓を閉めて授業を開始する。常時欄間は開けておくこと。）
6. 使用器具の消毒（体育・実習等の授業終了後、界面活性剤入りの洗剤等を使用して拭く）
7. 清掃時の感染防止の徹底（手洗い場・トイレ・教室の戸手・ドアノブ等の多くの生徒が触れる箇所を界面活性剤入りの洗剤等を使用して拭く。ゴミ捨ての生徒などがゴミを回収するときは素手で触らず、ゴム手袋等を使用する。清掃終了後には必ず手洗いをする。）

※界面活性剤入りの洗剤等は新型コロナウイルスに効果のある物のみとする。

校内で感染が心配される生徒（要確認生徒）を発見した場合の対応手順（1）

✓	順序	担当	内容
	1	教員(発見 or 生徒から連絡)	保健室へ引率、養護教諭へ要確認生徒の報告
	2	〃	教頭へ報告
	3	養護教諭(マスク、距離、換気)	要確認生徒の検温、体調の聞き取り
	4	〃	教頭へ報告
	5	教頭	校長、事務長へ報告
	6	養護教諭	ホームルーム担任へ報告
	7	ホームルーム担任	保護者へ情報提供(必要な場合)
(軽微な場合は、ここで終了)			
症状が顕著で、さらに確認を要する場合			
	8	養護教諭	教頭へ報告(心配される症状を)
	9	教頭	校長、事務長へ報告、教員(学年)へ指示
	10	教員(学年)	要確認生徒のいた教室(場所)へ急行(保健室から体温計持参)
	11	〃	体温測定、同室にいた生徒の体調聞き取り
	12	〃	新たな要確認生徒を保健室へ引率
	13	〃	要確認生徒から当日の動き・接触した生徒の聞き取り
	14	〃	保護者から要確認生徒の最近の体調聞き取り
	15	養護教諭	新たな要確認生徒の検温、体調の聞き取り
	16	〃	学校医に相談 ①診察②受診・相談センターへ連絡するべきか
	17	〃	教頭へ報告
	18	教頭	校長、事務長へ報告
	19	ホームルーム担任	保護者へ連絡、要確認生徒の迎えを依頼
(学校医から経過観察を指示された場合は、ここで終了)			
学校医から診察の必要または受診・相談センターへの連絡を指示された場合			
	20	教頭	県教委へ連絡・相談(休業の有無等)
	21	〃	感染症対策委員会、臨時職員会議の開催
	22	校長	下記の内容の検討 ①消毒、②休業、③生徒・保護者・学校関係者への連絡、 ④休業中の学習・部活動等の対応決定
	23	全教職員	各分担作業の実施

放課後、週休日、祝日

校内で感染が心配される生徒（要確認生徒）を発見した場合の対応手順（2）

✓	順序	担当	内容
	1	教員(発見 or 生徒から連絡)	保健室へ引率、養護教諭へ要確認生徒の報告(不在時は電話)
	2	〃	教頭へ報告(不在時は電話)
	3	養護教諭(マスク、距離、換気)	要確認生徒の検温、体調の聞き取り(養護教諭不在時は教員)
	4	〃	教頭へ報告
	5	教頭	校長、事務長へ報告
	6	養護教諭	ホームルーム担任へ報告
	7	ホームルーム担任	保護者へ情報提供(必要な場合)
(軽微な場合は、ここで終了)			
症状が顕著で、さらに確認を要する場合			
	8	養護教諭	教頭へ報告(心配される症状を)
	9	教頭	校長、事務長へ報告、教員(学年)へ指示
	10	教員(学年)	要確認生徒のいた教室(場所)へ急行(保健室から体温計持参)
	11	〃	体温測定、同室にいた生徒の体調聞き取り
	12	〃	新たな要確認生徒を保健室へ引率
	13	〃	要確認生徒から当日の動き・接触した生徒の聞き取り
	14	〃	保護者から要確認生徒の最近の体調聞き取り
	15	養護教諭	新たな要確認生徒の検温、体調の聞き取り
	16	〃	学校医に相談 ①診察②受診・相談センターへ連絡するべきか
	17	〃	教頭へ報告
	18	教頭	校長、事務長へ報告
	19	ホームルーム担任	保護者へ連絡、要確認生徒の迎えを依頼
(学校医から経過観察を指示された場合は、ここで終了)			
学校医から診察の必要・受診・相談センターへの連絡を指示された場合			
	20	教頭	県教委へ連絡・相談(休業の有無等)
	21	〃	感染症対策委員会、臨時職員会議の開催
	22	校長	①消毒、②休業、③生徒・保護者・学校関係者への連絡、 ④休業中の学習・部活動等の対応決定
	23	全教職員	各分担作業の実施

本人・家族から感染に関する連絡があった場合の対応手順（3）

I 検査前後の流れ

1 検査（陰性）の場合

理 由	行動制限	学校の対応
(1) 不 安 （体調不良＋家族の検査依頼）	解除	無
(2) 移動歴 （体調不良＋関東などへ移動）	解除	無
(3) 接触歴①（同居人が濃厚接触者に指定）	<u>継続有</u>	<u>要相談</u>
(4) 接触歴②（本人が濃厚接触者に指定）	<u>継続有</u>	<u>要相談</u>
(5) 症 状 （症状が顕著または複数有）	<u>継続有</u>	<u>要相談</u>

2 検査（陽性）の場合

状 況	行動制限	学校の対応
(1) 疑い有 （症状有、濃厚接触者に指定）	<u>継続</u>	<u>有</u>
(2) 疑い無 （無症状、行動歴・接触歴無）	<u>継続</u>	<u>有</u>

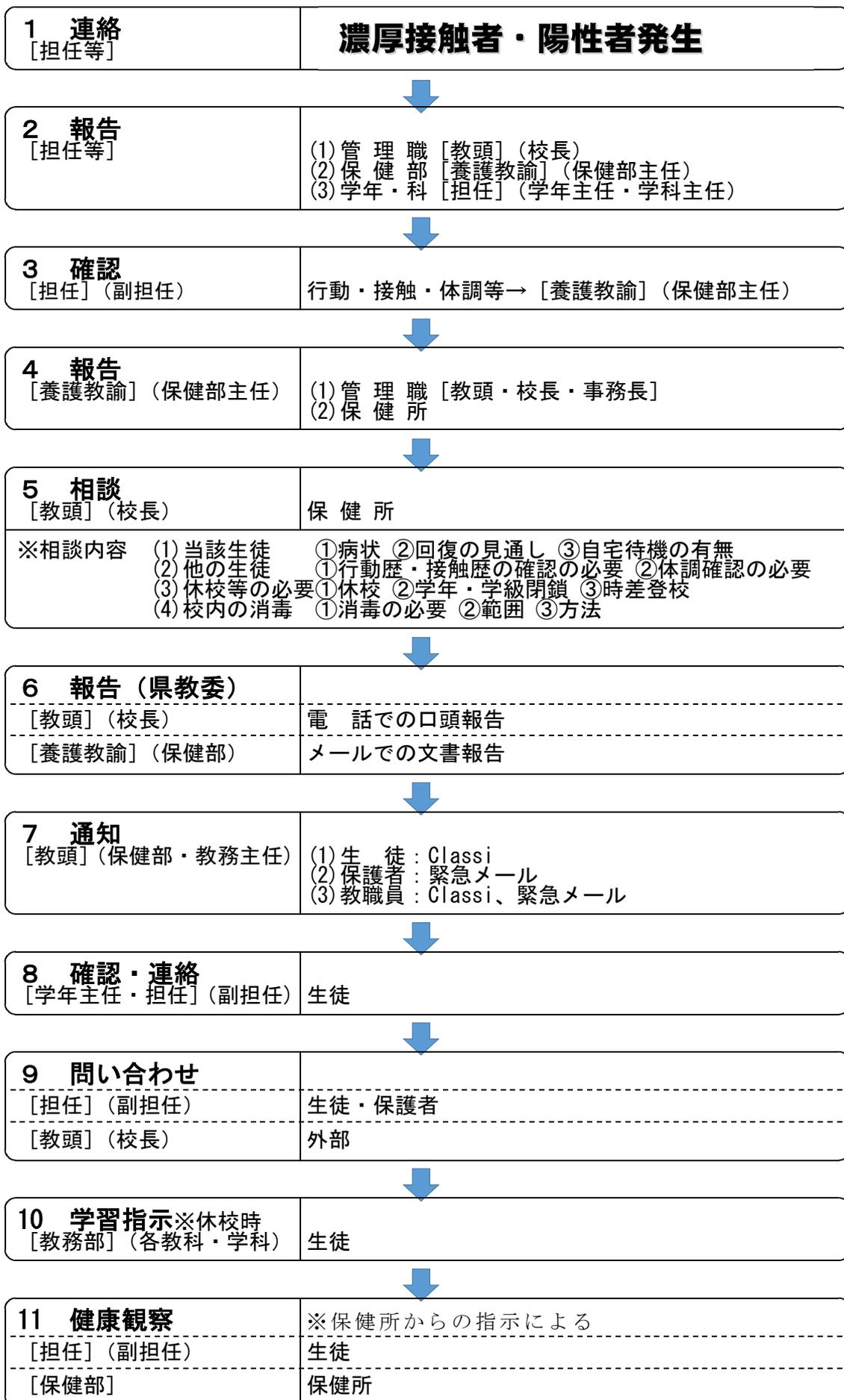
II 学校の対応

内 容	担当者	相 手
(1) 通知 [発生状況、通常登校・休校等]	教頭	生徒・保護者
(2) 問い合わせ対応	担任・学年主任・教頭	生徒・保護者・外部者
(3) 体調確認	担任・保健部	他の生徒（保護者）
(4) 健康観察	担任・保健部	他の生徒（保護者）
(5) 報告・連絡・相談	教頭・保健部	保健所・県教委

III 連絡先

(1) かかりつけ医がいる場合 →かかりつけ医等に電話相談	
かかりつけ医がない場合 →県コールセンター	
(2) 受診・相談センター（青森市）	[TEL 0120 - 123 - 801]
(3) 県教育庁スポーツ健康課	[TEL 017 - 765 - 5280]
	[TEL 017 - 734 - 9908]

IV 対応の流れ [] : 主担当 () : 副担当



青森工業高等学校新型コロナウイルス感染症対策委員会設置要項

1 目的

「青森県立青森工業高等学校新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「対策本部」という。）は、新型コロナウイルス感染症による健康被害を最小限にとどめるため、臨時休業となった場合の対応を整備するなどの対策を協議・決定するために開催する。

2 構成

本部長 校長

副本部長 教頭、事務長

本部長 保健部、教務部主任、生徒指導部主任、進路指導部主任、渉外部主任、各科科長、学年主任 ※必要に応じて学校医、PTA会長等の意見を求める。

3 会議

会議は、本部長（校長）が招集し、開催する。

本部長が実務できないときは、副本部長が職務代理を行う。また、必要に応じ、学校医、PTA会長等の出席を求め、専門的な意見を聴取し、新型コロナウイルス感染症対策に係る重要事項について協議・決定することとする。

4 協議事項

情報収集及び周知、サーベイランス、感染拡大防止策の強化、行事・部活動等への対応、臨時休業措置への対応（学習、生活指導、連絡体制）、学校再開への対応 等